

令和4年2月伊奈町農業委員会総会議事録

令和4年2月25日（金）

議 事 録

会 議 名 令和4年2月 伊奈町農業委員会総会

招集月日 令和4年2月25日(金)

開会時刻 午前10時00分

閉会時刻 午前11時10分

招集場所 上下水道庁舎 第1会議室

応招委員(農業委員)

齋藤 勝明 秋山 英章 高山 貢一 青木 久眞 大塚 俊雄
戸井田武夫

応招委員(農地利用最適化推進委員)

渡辺 久夫 大島 久雄 加藤 幹夫
計 9 名

欠席委員(農業委員) 小林 久夫 加藤 泰三 白幡 武悟 齋藤 誠一
蓮見 紳一

(農地利用最適化推進委員) 細田 光一 中村 仁

議事録署名 齋藤 勝明 秋山 英章

事務局職員 中本局長、岡野補佐、川田係長、工藤主任

会議経過及び結果

開会 伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

議事録署名委員の指名 伊奈町農業委員会会議規則第13条第2項による署名委員の指名
事務局長

定刻となりましたので、只今から令和4年2月の農業委員会総会を開催いたします。

なお本日は、最多目検全域で新型コロナウイルスまん延防止等重点措置の期間となりますため、出席議員を減らしての実施となりますため、本日は、農業委員は6名の出席でございます。

推進委員も3名の出席でございます。

伊奈町農業委員会会議規則第6条の規定に基づく、定足数を満たしておりますので、本会が成立しますことをご報告いたします。

それでは高山会長代理、開会のあいさつをよろしく申し上げます。

会長代理 高山会長代理 あいさつ

会長 戸井田会長 あいさつ

伊奈町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が会議の議長となる

(10:00開会)

議長

ただいまから、令和4年2月の農業委員会総会を開会します。

本日の議事録署名委員につきましては、齋藤勝明委員、秋山英章委員を指名しますので、よろしく申し上げます。はじめに、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議を行います。番号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号1番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及

び申請事由等説明。

この案件は、〇〇〇が所有している土地を、〇〇の〇〇〇〇〇さんが売買により取得する案件でございます。それでは関係資料をご覧ください。

資料1 ページから6 ページが許可申請書関係になります。

資料7 ページが案内図になります。申請地は〇〇〇地区の田んぼで〇〇〇から〇〇に抜ける道の〇〇〇〇〇の手前で黒塗りにしているところになります。

資料8 ページは作付け計画書になります。

資料9 ページ、10 ページは公図の写し。

資料10 ページから13 ページは土地の全部事項証明になります。

資料14 ページは印鑑証明書になります。

資料15 ページから17 ページは委任状になります。

それでは、町所有の農地についての説明と譲受人の審査に移ります。まず、本案件の町所有の農地でございますが、〇〇〇〇〇〇〇の解散に伴い平成30年度より、〇〇〇〇として〇〇〇〇〇〇〇が管理しておりました。〇〇〇地区の農地中間管理事業及び耕作条件改善事業が実施される状況を鑑み、より農地を担い手に集積・集約することを目的する「伊奈町農地集積・集約化の推進に関する条例」を昨年10月に制定し、町有地を公募により担い手に譲渡することができるようにいたしました。譲渡について公募したところ本申請人の〇〇〇〇〇氏からの応募があり、令和4年1月25日付けで〇と土地売買契約を締結しております。続いて、譲受人の審査に移りますが、〇〇〇〇〇〇さんは〇〇地区で営農されている農家で、〇〇、〇〇〇両地区で農地中間管理事業にも参加していただいている農家さんです。また、地域の担い手として認定農業者にも登録していただいております。農地法第3条の許可要件であります全部耕作利用要件、常時従事要件の150日、権利取得後の経営面積要件50a以上、周辺農地との調和等すべての条件を満たしておりますので、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。よって、申請のとおり許可してよろしいかご審議願います。説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の秋山英章委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

秋山英章委員

先日、現地を見てきました。昔は草がとてもあふれていたが、真ん中の畔を取ってレベラーが入り、まとまっていて良いと思います。

議長

次に、本地区担当の大島久雄推進委員さん、意見等あればお願いします。

大島久雄推進委員

秋山委員と現場を確認してきました。畔が撤去され、きれいになっておりました。特に問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、1番については、申請のとおり可決・決定しました。次に番号2番を議

題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第1号議案番号2番について議案書1ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

この案件は、〇〇〇にお住いの〇〇さんが所有している土地を、〇〇の〇〇〇〇さんが贈与により取得する案件でございます。それでは関係資料をご覧ください。

資料1ページから6ページが許可申請書関係になります。

資料7ページは作付け計画書になります。

資料8ページが案内図になります。申請地は〇〇地区の田んぼで〇〇〇〇〇〇から見て〇で斜線で示しているところになります。

資料9ページは土地の全部事項証明書。

資料10ページは公図の写し。

資料11、12ページは印鑑証明書。

資料13ページは委任状になります。

それでは、譲受人の審査に移りますが、〇〇〇〇さんは〇〇地区で営農されている農家で、〇〇地区で農地中間管理事業にも参加していただいている農家さんです。また、地域の担い手として認定農業者にも登録していただいております。農地法第3条の許可要件であります全部耕作利用要件、常時従事要件の150日、権利取得後の経営面積要件50a以上、周辺農地との調和等すべての条件を満たしておりますので、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。よって、申請のとおり許可してよろしいかご審議願います。説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の大塚俊雄委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

大塚俊雄委員

現地の状況を先日確認してきました。申請地は、以前〇〇〇〇〇が借りて使っていましたが、その後また別の方が使っておりました。〇〇さんから伺った話ですが、直前に耕作していた〇〇〇さんから耕作を引き継いだ段階で、3枚を1枚にして一体的に耕作する、とのことでした。見る限り、問題ないと思います。

議長

次に、本地区担当の加藤幹夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

加藤幹夫推進委員

先日、現地を確認してきました。畦畔も撤去されて、きちんと耕作もされており、問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、2番については、申請のとおり可決・決定しました。次に、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請審議を行います。番号1番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第2号議案番号1番について議案書2ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

今回の申請地は、令和2年8月に除外の申出書が提出され、同年10月に除外のご審議いただいた案件になります。令和3年3月17日付けで除外認可公告を行ったものです。本案件は〇〇〇〇〇〇が〇〇の所有している農地を住宅敷地の一部として自己用住宅を建築する事業計画になります。それでは事前にお配りいたしました「第2号議案番号1番関係資料」をご覧ください。

資料1ページは申請書になります。

続いて2ページ目は申請地の案内図になります。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇の道に面した申請地と示したところになります。

資料3ページは理由書となっております。理由書に記載されておりますが、本申請地に以前あった両親の家が火災により焼失したことにより現在、事業計画者と〇〇は〇〇の家で同居しております。3世帯では手狭なこともあり本申請地に事業計画者と〇〇の二世帯住宅を建築することを計画したところ、道路との接道が取れないため、本申請地を住宅敷地の一部とする自己用住宅の建築を計画したとのことです。

資料4ページは土地移転理由書になります。除外申請の審査時では、宅地部分の権利関係として、母の〇〇〇〇氏より使用貸借する予定でしたが、〇〇〇氏の名義に変更になった顛末が記載されております。

資料5、6ページが土地登記簿謄本。

資料7ページは公図の写し。

資料8ページから13ページは土地利用計画図、平面図などの建物の関係書類です。

資料14ページから17ページは資金計画書、見積書、融資の事前審査の回答書になります。

資料18ページは農振除外証明書。

資料19ページから21ページは印鑑証明書。

資料22ページは代理人の委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準につきまして順次ご説明いたします。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第1種農地に区分されます。第1種農地のあてはまる要件といたしましては、「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当いたします。許可の基準によりますと、第1種農地は原則として許可することができないとありますが、不許可の例外といたしまして、「住宅その他申請に係る土地の周辺に地域において居住する者の日常生活上又は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」とあり、今回の住宅敷地がこれにあたります。次に一般基準ですが、こちらは事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認したところ、特に問題となる事項は見当たりませんでした。本案件につきまして、開発担当課にも確認をいたしました。既に申請を受け農地転用許可日と同日付けで許可見込みであるとの回答をいただいております。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われれます。農地法第5条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の齋藤勝明委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

齋藤勝明委員

以前、現地確認をしましたが、問題ないと思われます。

議長

次に、本地区担当の大島久雄推進委員さん、意見等あればお願いします。

大島久雄推進委員

同じく、以前現地を確認しましたが、特に問題ないと思われます。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して、県に進達することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、1番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、番号2番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第2号議案番号2番について議案書2ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及び申請事由等説明。

本案件は、〇〇〇〇〇が使用貸借により申請地を借上げ、田んぼに盛土をして田畑転換を行う農地改良の一時転用の案件になります。「第2号議案番号2番関係資料」をご覧ください。

資料1ページ、2ページは申請書になります。

続いて3ページ目は、案内図になりますが、不明瞭で分かりづらいので本日お配りしている案内図をごらんください。〇〇の〇側に流れている〇〇〇〇沿いで〇〇〇〇と〇〇の際で、斜線でしめしているところになります。現地の状況ですが、適正に管理されております。

資料4ページは理由書になります。事業計画者の〇〇〇〇〇は〇〇地区の田んぼの埋め立ての実績のある業者で本申請地については低地で水はけが悪いため、盛土をして耕作しやすい畑にしたいとのことです。

資料5ページから10ページは土地の全部事項証明書。

資料11、12ページは公図の写し。

資料13ページから15ページは工事計画書、作付計画書です。

資料16ページから17ページは平面図と縦横断面図です。申請地はもともと田んぼだったことから水が溜まりやすい形状です。計画では、申請地を1m掘削してそこに搬入土を80センチ入れ、表土を上に戻す天地返しを行います。耕作度は改良後も変わらない予定です。また、道路のレベルから30センチ高くなるもので、県の農地改良の規定に合致しております。

資料18ページから23ページは工事工程表、搬入経路図、使用重機と現地の写真、過去1年の実績表、現地写真になります。23ページにあるとおり、埋め立てをする〇〇〇〇〇〇の土地にはダンプ等の車両が乗り入れできる道がないため、〇〇さんの所有する土地の一部を搬入路として一時転用いたします。

資料24ページから26ページは資金計画書と残高証明書。

資料 2 7 ページから 4 3 ページは履歴事項全部証明書と定款。

資料 4 4 ページから 4 5 ページは〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの農地改良にかかる意見書。

資料 4 6 ページは〇〇さんの運転免許証の写し。

資料 4 7 ページは農地改良を行うにあたっての誓約書。

資料 4 8 ページは住民票。

資料 4 9 ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第 2 種農地に区分されます。第 2 種農地のあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ 1 0 ha 未満のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の〇地区から約 2 m に位置しており、農地の規模も約 2. 5 ha と 1 0 ha 未満です。また、第 2 種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われれます。農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてご審議願います。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の青木久眞委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

青木久眞委員

19 日に現地を見てきました。雑草もなく、管理されておりました。業者についても、〇〇地区の埋め立ての実績が 2 件あるので、その点についても問題ないと考えます。

議長

次に、本地区担当の渡辺久夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

渡辺久夫推進委員

同じく 19 日に現場を確認してきました。現地は〇〇〇から少し入ったところで、周りも高いため、ちょっと雨が降るとトラクターが動けなくなってしまうため盛り土をしたいという話でした。理由としても、業者的にも、問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、2 番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。次に、番号 3 番を議題といたします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第 2 号議案番号 2 番について議案書 2 ページにある土地の表示、申請人住所・氏名及

び申請事由等説明。

本案件につきましても、〇〇〇〇〇が使用貸借により申請地を借上げ、田んぼに盛土をして田畑転換を行う農地改良の一時転用の案件になります。「第2号議案番号3番関係資料」をご覧ください。

資料1ページ、2ページは申請書になります。

続いて3ページ目は、案内図になりますが、本日お配りしている案内図をごらんください。〇〇〇〇〇〇〇の〇、斜線で示しているところになります。現地の状況ですが、作付けはされておりませんが、適正に管理をされておりました。

資料4ページは理由書になります。こちらでも低地で水はけが悪いため、盛土をして耕作しやすい畑にしたいとのことです。

資料5ページから9ページは土地の全部事項証明書。

資料10ページは公図の写し。

資料11ページから13ページは工事計画書、作付計画書です。

資料14ページは盛土・造成工事工程表。

資料15ページ、16ページは平面図と縦横断面図です。申請地はもともと田んぼだったことから水が溜まりやすい形状です。計画では、申請地を1m掘削してそこに搬入土を130センチ入れ、表土を上に戻す天地返しを行います。耕作度は改良後も変わらない予定です。また、道路のレベルから30センチ高くなるもので、県の農地改良の規定に合致しております。また、小室2266-3の〇〇さんの土地もり面になっているため、一部埋め立てる計画になっております。

資料17ページから20ページは過去1年の実績表、使用重機と現地の写真、搬入経路図になります。

資料21ページから23ページは資金計画書と残高証明書。

資料24ページ、25ページは〇〇〇〇〇〇〇〇〇からの農地改良にかかる意見書。

資料26ページ、27ページは農地改良を行うにあたっての誓約書。

資料28ページから44ページは履歴事項全部証明書と定款。

資料45ページは〇〇さんのマイナンバーカード写し。

資料46ページから48ページは住民票。

資料49ページは〇〇さんの本人確認の資料。

資料50ページ、51ページは委任状になります。

それでは、申請地における立地基準と一般基準について、順次ご説明します。まず、立地基準といたしましては、申請の土地は第2種農地に区分されます。第2種農地のあてはまる要件といたしましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおよそ10ha未満のものに該当いたします。申請の土地は市街化区域の〇〇〇から約90mに位置しており、農地の規模も約0.1haと10ha未満です。また、第2種農地は、代替性も審査の対象になりますが、先ほど説明しました理由書などの記載内容などから、代替地に立地は困難であると考えました。次に、一般基準でございますが、事業実施の確実性と周辺農地に対する被害防除について検討していただくものです。法定記載・法定添付書類等を確認し、特に問題となる事項は見当たりませんでした。立地基準・一般基準ともに許可の条件を備えておりますので、農地転用はやむを得ないものと思われま。農地法第5条の規定による許可申請につきましても、許可相当との意見をそえて知事宛送付してよろしいかご審議願います。また、不許可相当及び許可の条件を付して送付する場合、その内容につきましてもご審議願いま

す。事務局からの説明は以上でございます。

議長

担当地区委員の青木久真委員さんから、補足説明等ありましたらお願いします。

青木久真委員

土曜に現場を見てきました。草も刈られ、適正に管理されておりました。また、隣の〇〇さんの土地がのり面になっているためその部分を埋める計画について、周りに用水がありますが、十分高さがあり、埋めるときはこれよりも下がっていることから、影響はないと思います。また、申請会社についても、実績があるので差支えないと思います。

議長

次に、本地区担当の渡辺久夫推進委員さん、意見等あればお願いします。

渡辺久夫推進委員

19日に現地を確認しました。草はきれいに刈られていました。用水路が直角にあるが、高さ的にも、通路的にも問題ないと思います。

議長

それではほかの農業委員さん、推進委員さんからご意見、ご質疑等がありましたら発言をお願いします。ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。申請のとおり可決・決定することに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、3番については、申請のとおり可決・決定し、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定しました。第3号議案、農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更に係る意見について議題といたします。について議題とします。事務局から議案の朗読と内容の説明をお願いします。

事務局

第3号議案、議案書朗読。

本案件は町の基本構想が一部変更することに対して、農業委員会に意見を求められたものでございます。基本構想の概略と今回の変更事項について、町アグリ推進課、農業政策係、係長加藤より説明いたします。

では、こちらの第3号議案のところの1枚目から見ていただき、ご意見を伺うにあたっての経緯を説明いたします。

こちらにつきましては、令和2年4月1日付で農業経営基盤強化促進法の一部が改正されたことに伴い、県の基本方針も令和3年1月26日付で改正したところでございます。それに伴い、そちらの基本方針に即した改正をするよう通知があったことをもとに、農業委員会にご意見を聞かせていただくものです。

1枚目をめくっていただきまして、まず、農業経営基盤強化に関する基本的な構想とは、というところになります。こちらについては、農業経営基盤強化法に記載されており、まず埼玉県で作成した基本方針に基づいて各市町村が状況に即した効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る場合におきまして、農業経営基盤の強化の促進に関する目標、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の対応など、営農類型ごとの指標及び農業経営に対する農用地利用集積の目標等を定めその実現のための目標や措置を定めたものになります。

ちなみに、伊奈町で定めている目標としては、大まかなもので年間の労働時間が、主たる農業従事者1人当たり1800時間程度、年間の農業所得が主たる農業者一人当たり560万程度、また、始めてから5年間は250万程度、という目標を定めさせていただいております。

3ページ目の下から7行目に赤部分がありますが、こちらに新規就農の現状ということで、最新のものを用いておりますので、令和2年度の新規就農者は2名、と訂正させていただきます。この2名で、禁煙ほぼ横ばいの状況となります。この2名は、〇〇〇〇と〇〇〇の〇〇さんが、2年度の新規就農の対象者となります。

続きまして、主な変更点になりますが、24ページをご覧ください。こちらの下から5行目に、「第6 農地利用集積円滑化事業」の部分があります。こちらは令和2年の3月までは、農協の方で、伊奈町でいうとJAの北部統括が桶川、上尾、伊奈の管轄を担当しており、そちらで農地の売渡や、貸付といった事業の代理の事業、農地を活用した経営や技術の向上のための事業を行っていました。その事業が令和2年4月1日から農地中間管理事業に変わり、今大針と小貝戸で行われております。農地集積円滑化団体が、農地中間管理機構に変わったのが、主な改正点となります。

それに伴って農地利用集積円滑化団体に関する記述が削除されたものが、24ページから30ページとなります。

さらに4ページに戻っていただきますと、その下から14行目の真ん中あたりに「地域指導農家」とあったものが「指導農業士」に変更、「あだち野農業担い手塾」が「北足立北部明日の農業担い手育成塾」に変更される等の単語の変更も少しあります。ここはそれが主な変更点となります。説明につきましては、以上となります。

議長

ただいまの説明に対しまして、ご意見並びにご質疑がございましたら、ご発言をお願いいたします。

議長

ご意見並びにご質疑がありませんので、これより採決をします。農業経営基盤の強化に関する基本的な構想の変更に係る意見について異存なしとすることに賛成の方は挙手願います。

各委員

挙手「全員」

議長

挙手全員です。よって、本変更案については異存なしとすることに決定いたしました。続きまして、会務報告及び許可状況報告を事務局長から申し上げます。中本局長よろしく申し上げます。

中本事務局長

○会務報告

○農地転用許可状況、届出状況

議長

続きまして、事務局から事務連絡をお願いします。

事務局

(事務連絡)

議長

以上で、報告並びに事務連絡を終わります。ただいまの報告並びに事務連絡につきまして、質疑等何かありますか。

続きまして、次回の総会の日程につきまして、ご協議をお願いします。

3月25日、金曜日、上下水道庁舎、2階、第1会議室、午前10時00分で調整をお願いします。以上で、本日の議事は終了しました。これをもちまして、閉会とします。

(11:10閉会)

上記会議の顛末を記載し、その内容に相違ないことをここに署名する

令和4年2月25日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____